

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する
規則

(宗像市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 宗像市教育委員会事務局組織規則（平成15年宗像市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「その他の職員」を「職員」に改める。

(宗像市立小中学校管理規則の一部改正)

第2条 宗像市立小中学校管理規則（平成15年宗像市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（職員）」に改める。

(宗像市学校給食共同調理場管理規則の一部改正)

第3条 宗像市学校給食共同調理場管理規則（平成15年宗像市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第3条の規定に基づく共同調理場の職員」を「条例第3条に規定するその他必要な職員」に、「次のとおり」を「職員、管理栄養士及び栄養士」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「事務吏員」を「職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

宗像市教育委員会事務局組織規則新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(職員)の職務 第5条 略	(その他の職員)の職務 第5条 略

宗像市立小中学校管理規則新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(職員) 第19条 略 (1)から(5)まで 略	(その他の職員) 第19条 略 (1)から(5)まで 略

宗像市学校給食共同調理場管理規則新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(職員) 第3条 <u>条例第3条に規定するその他必要な職員は、職員、管理栄養士及び栄養士とする。</u> 2 <u>職員は、上司の命を受け、共同調理場における一般事務に従事する。</u> 3 <u>管理栄養士及び栄養士は、上司の命を受け、学校給食に関する一般技術に従事する。</u>	(職員) 第3条 <u>条例第3条の規定に基づく共同調理場の職員は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 所長</u> <u>(2) 事務吏員</u> <u>(3) 管理栄養士及び栄養士</u> 2 <u>所長は、上司の命を受け、共同調理場に属する業務を掌り、所属職員を指揮監督する。</u> 3 <u>事務吏員は、上司の命を受け、共同調理場における一般事務に従事する。</u> 4 <u>管理栄養士及び栄養士は、上司の命を受け、学校給食に関する一般技術に従事する。</u>